

売払い物品等

入札物品名	リユース品の売払い
引渡し場所	<p>桑名市内 5か所程度を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑名市内小中学校（精義小学校、城南小学校、光風中学校を想定） ・その他教育総務課が指定する場所 <p>※実際の引渡し場所は、売払者と買受者との協議の上、決定する。</p>
売払い物品	<p>桑名市立小中学校等で使用していた物品で、別紙1に記載の引取り対象物品及びその他買受者が引取り可能なもの。対象物品を品目ごとに選別し、最大限リユースを行うこと。</p> <p>【引取り対象物品】 別紙1に記載のとおり 想定数量 約700kg</p> <p>※別紙1の引取り対象物品については、品名、型番等でご確認ください。</p> <p>※数量は予想数量であるため、実際に引き取る物品の状態等により変動します。</p> <p>【その他引取り物品】</p> <p>契約期間内に別紙1以外の対象物品が発生した場合、売払者と買受者との協議する。買受者が引取り可能なものについては、引取りを実施すること。想定する品目は別表2に記載する。</p>
物品の引取期限	<p>契約期間は、令和9年3月31日までとする。</p> <p>※少なくとも1回以上の引取りを行い、1回目の引取りは令和8年8月31日までを目途に行うこと。</p> <p>※引取り日時については、売払者と買受者との調整を行い、期間内に必ず引取りを完了すること。</p>
予定価格 (最低入札金額)	<p>1kg当たり1円（税別） 売買代金は、回収総重量に1kg当たりの単価を掛けて支払う（1円未満の端数が生ずる場合は、端数について切り捨てる）。</p>

【注意事項】

- (1) 契約は、売払い物品1kg当たりの単価契約とする。
- (2) ゴミ減量化及びリユース促進への貢献を目的としていることから、買受者が回収品の選別を行い、品目ごとの内訳数量とリユース先情報、資源循環率の報告資料を回収後契約期間内に提出すること。数量は、買受者が計量するものとする（kg単位）。
- (3) 引渡し場所、日時、方法等については売払者と調整を行い、承諾を得た上で行うこと。
- (4) 買受者はリユース品の保管用として、コンテナ等を貸与し事前に搬入すること。貸与時期、必要数量及び搬入先については、売払者と別途協議する。

- (5) リユース品は、買受者の手配する車両に積み込んだ時点で買受者の所有物とする。
- (6) 買受者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (7) 物品の引渡しにかかる費用は買受者の負担とする。
- (8) 買受者は、引取り物品の引取りを確実にを行い、引取り物品の再資源化を行う場合は、買受者の責任において再資源化に当たり、関係法令を遵守し、適正処理及び再利用を行うこと。

別表 2

品目分類 1	品目分類 2
日用品	食器、調理器具
雑貨類	おもちゃ、ぬいぐるみ、筆記用具、メディア、楽器、スポーツ用品、アウトドア用品、自転車用品、傘、ヘルメット等
家具/インテリア	家具、インテリア
家電	AV 機器、生活家電、タブレット/カメラ
工具	電動工具、手動工具